

## 静岡県公安委員会規則第4号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月12日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第4章（略）	第1章～第4章（略）
	<u>第5章 サイバー対策本部（第83条の2―第83条の12）</u>
<u>第5章～第7章（略）</u>	<u>第6章～第8章（略）</u>
附則	附則
（総務部の分課）	（総務部の分課）
<b>第7条</b> 総務部に、次の課を置く。	<b>第7条</b> 総務部に、次の課を置く。
総務課	総務課
広報課	広報課
会計課	会計課
施設課	施設課
	<u>情報技術企画課</u>
留置管理課	留置管理課
2・3（略）	2・3（略）
（総務課の所掌事務）	（総務課の所掌事務）
<b>第8条</b> 総務課においては、次の事務をつかさどる。	<b>第8条</b> 総務課においては、次の事務をつかさどる。
(1)～(10)（略）	(1)～(10)（略）
(11) 他の部、市警察部及び静岡県警察学校（以下「警察学校」という。）並びに総務部内の他の課の所掌に属しないこと。	(11) 他の部、市警察部、 <u>サイバー対策本部</u> 及び静岡県警察学校（以下「警察学校」という。）並びに総務部内の他の課の所掌に属しないこと。
(12)（略）	(12)（略）
2・3（略）	2・3（略）
	<u>（情報技術企画課の所掌事務）</u>
<b>第12条</b> 削除	<b>第12条</b> <u>情報技術企画課においては、次の事務をつかさどる。</u>
	(1) <u>情報システムによる情報の管理に関する</u>

(警務部の分課)

**第14条** 警務部に、次の課を置く。

警務課

厚生課

教養課

監察課

警察相談課

デジタル企画課

システム開発課

2・3 (略)

(警察相談課の所掌事務)

**第19条** (略)

(デジタル企画課の所掌事務)

**第19条の2** デジタル企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 情報システムによる情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。

(2) 情報システムの運用に関すること (他の所掌に属するものを除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、警務部長の命ずること。

(システム開発課の所掌事務)

**第19条の3** システム開発課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 情報システムの開発及び保守に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、警務部長の命ずること。

(生活安全部の分課)

**第20条** 生活安全部に、次の課を置く。

生活安全企画課

企画及び技術的研究に関すること。

(2) 情報システムの開発及び管理に関すること (他の所掌に属するものを除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、総務部長の命ずること。

(警務部の分課)

**第14条** 警務部に、次の課を置く。

警務課

厚生課

教養課

監察課

警察相談課

2・3 (略)

(警察相談課の所掌事務)

**第19条** (略)

(生活安全部の分課)

**第20条** 生活安全部に、次の課を置く。

生活安全企画課

人身安全少年課  
生活保安課  
サイバー犯罪対策課

2 (略)

(人身安全少年課の所掌事務)

**第22条** 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待の防止等に関すること。

(4) 行方不明者の発見活動に関すること。

(5) 生活安全相談に関すること。

(6) 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪を未然に防止するために行う犯罪の取締りに関すること。

(7) 少年の非行防止に関すること。

(8)～(10) (略)

(11) 少年相談に関すること。

(12)～(14) (略)

(15) (略)

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

**第25条** サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) サイバー事案の防止対策一般に関すること。

(2) サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。

(3) サイバーセキュリティ戦略に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、生活安全部長の命ずること。

人身安全少年課  
生活保安課

2 (略)

(人身安全少年課の所掌事務)

**第22条** 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

(4) 子供と女性を性犯罪等の被害から守るための対策に関すること。

(5) 少年非行の防止に関すること。

(6)～(8) (略)

(9)～(11) (略)

(12) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関する法律（明治33年法律第33号）及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関する法律（大正11年法律第20号）の施行に関すること。

(13) (略)

**第25条** 削除

(刑事部の分課)

**第31条** (略)

2・3 (略)

4 捜査第四課に、特殊詐欺事件捜査室を置く。

(捜査第二課の所掌事務)

**第34条** 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関する事( 捜査第四課の所掌に属するものを除く。 )。

(2)・(3) (略)

(組織犯罪対策課の所掌事務)

**第39条** 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関する事(捜査第四課の所掌に属するものを除く。)。

(4) (略)

(5) 暴力排除活動に関する事。

(6) 暴力団等から危害を被るおそれのある者の保護対策に関する事。

(7) 静岡県暴力追放運動推進センターに関する事。

(8)・(9) (略)

(捜査第四課の所掌事務)

**第40条** 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(刑事部の分課)

**第31条** (略)

2・3 (略)

4 組織犯罪対策課に、匿名・流動型犯罪グループ対策室及び特殊詐欺事件捜査室を置く。

(捜査第二課の所掌事務)

**第34条** 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関する事( 組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。 )。

(2)・(3) (略)

(組織犯罪対策課の所掌事務)

**第39条** 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の取締りに関する事。

(5) 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事。

(6)・(7) (略)

2 匿名・流動型犯罪グループ対策室においては、前項第4号に掲げる事務をつかさどる。

3 特殊詐欺事件捜査室においては、第1項第5号に掲げる事務をつかさどる。

(捜査第四課の所掌事務)

**第40条** 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の取締りに関すること。

(4) 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関すること。

(5) (略)

2 特殊詐欺事件捜査室においては、前項第4号に掲げる事務をつかさどる。

(交通機動隊の所掌事務)

**第49条** 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 特定の地域における交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

(課長等)

**第58条** 課に、課長を置き、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

2～4 (略)

5 課長等に事故があるときは、本部長が課長等の職務を代理する者を指名する。

(人身安全少年課の附置組織)

**第71条** (略)

2 少年サポートセンターにおいては、第22条第7号に掲げる事務、同条第8号に掲げる事務のうち街頭補導その他継続的な少年の補導に関する事務、同条第9号に掲げる事務のうち被害少年の継続的な支援に関する事務及び

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。

(4) 暴力排除活動に関すること。

(5) 暴力団等から危害を被るおそれのある者の保護対策に関すること。

(6) 静岡県暴力追放運動推進センターに関すること。

(7) (略)

(交通機動隊の所掌事務)

**第49条** 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

(課長等)

**第58条** 各部の課（以下この節において単に「課」という。）に、課長を置き、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

2～4 (略)

5 課長等に事故があるときは、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が課長等の職務を代理する者を指名する。

(人身安全少年課の附置組織)

**第71条** (略)

2 少年サポートセンターにおいては、第22条第5号に掲げる事務、同条第6号に掲げる事務のうち街頭補導その他継続的な少年の補導に関する事務及び同条第7号に掲げる事務のうち被害少年の継続的な支援に関する事務を

同条第11号に掲げる事務をつかさどる。

(交通指導課等の附置組織)

**第73条** (略)

2 放置駐車対策センターは、第45条第1項第2号に掲げる事務をつかさどる。

3 交通反則通告センターは、第45条第1項第5号に掲げる事務をつかさどる。

4 (略)

5 交通管制センターは、第46条第1号及び第2号に掲げる事務のうち道路の交通の管制の実施に関する事務及び道路の交通に関する情報の処理に関する事務をつかさどる。

6 運転免許課に、次の各号に掲げる運転免許センターを附置する。

(1)～(3) (略)

7 運転免許センターは、第47条第1号に掲げる事務のうち運転免許の登録及び照会に関する事務、運転免許証の作成及び交付に関する事務並びに運転免許試験の実施に関する事務、同条第2号に掲げる事務のうち運転免許の行政処分の登録及び照会の実施に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務(停止処分者講習及び違反者講習に関する事務を除く。)をつかさどる。

(課長)

**第80条** (略)

2 (略)

(課付)

**第83条** (略)

つかさどる。

(交通指導課等の附置組織)

**第73条** (略)

2 放置駐車対策センターにおいては、第45条第1項第2号に掲げる事務をつかさどる。

3 交通反則通告センターにおいては、第45条第1項第5号に掲げる事務をつかさどる。

4 (略)

5 交通管制センターにおいては、第46条第1号及び第2号に掲げる事務のうち道路の交通の管制の実施に関する事務及び道路の交通に関する情報の処理に関する事務をつかさどる。

6 運転免許課に、次に掲げる運転免許センターを附置する。

(1)～(3) (略)

7 運転免許センターにおいては、第47条第1号に掲げる事務のうち運転免許の登録及び照会に関する事務、運転免許証の作成及び交付並びに道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録に関する事務並びに運転免許試験の実施に関する事務、同条第2号に掲げる事務のうち運転免許の行政処分の登録及び照会の実施に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務(停止処分者講習及び違反者講習に関する事務を除く。)をつかさどる。

(課長)

**第80条** (略)

2 (略)

3 課長に事故があるときは、本部長が課長の職務を代理する者を指名する。

(課付)

**第83条** (略)

第5章 サイバー対策本部

(サイバー対策本部)

第83条の2 静岡県警察に、サイバー対策本部を置く。

(所掌事務)

第83条の3 サイバー対策本部においては、サイバー事案に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどる。

(サイバー対策本部長)

第83条の4 サイバー対策本部に、サイバー対策本部長を置き、警視長、警視正又は警視をもって充てる。

2 サイバー対策本部長は、命を受け、サイバー対策本部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(参事官)

第83条の5 サイバー対策本部に、参事官を置くことができる。

2 参事官には、警視正若しくは警視又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 参事官は、命を受け、所管行政に属する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(サイバー対策本部の分課)

第83条の6 サイバー対策本部に、次の課を置く。

サイバー企画課

サイバー捜査課

(サイバー企画課の所掌事務)

第83条の7 サイバー企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) サイバー事案の防止対策一般に関すること。

(2) サイバーセキュリティ戦略に関すること。

(3) サイバー対策本部の事務の総合調整に関

すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、サイバー対策本部長の命ずること。

(サイバー捜査課の所掌事務)

**第83条の8** サイバー捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。

- (2) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、サイバー対策本部長の命ずること。

(課長)

**第83条の9** サイバー対策本部の課(以下この章において単に「課」という。)に、課長を置き、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

- 2 課長は、命を受け、課の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

- 3 課長に事故があるときは、本部長が課長の職務を代理する者を指名する。

(理事官等)

**第83条の10** 課に、理事官又は管理官を置くことができる。

- 2 理事官又は管理官には、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

- 3 理事官は、命を受け、課の事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに関係事務を整理する。

- 4 管理官は、命を受け、課の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(次席)

**第83条の11** 課に、次席を置き、警視若しくは

<p style="text-align: center;"><b>第5章 警察学校</b> (警察学校)</p> <p><b>第84条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 警察署</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 雑則</b> (所掌事務の特例)</p> <p><b>第98条</b> 本部長は、特に必要があると認めるときは、課等、市警察部及び警察学校に対してこれらの所掌に属しない事務を臨時に行わせることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。</u></p> <p><u>2 次席は、命を受け、課長を助け、課の事務を整理し、部下の職員を指揮監督する。</u> (課付)</p> <p><b>第83条の12</b> 課に、課付を置くことができる。</p> <p><u>2 課付には、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。</u></p> <p><u>3 課付は、命を受け、課の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 警察学校</b> (警察学校)</p> <p><b>第84条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 警察署</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 雑則</b> (所掌事務の特例)</p> <p><b>第98条</b> 本部長は、特に必要があると認めるときは、課等、市警察部、<u>サイバー対策本部</u>及び警察学校に対してこれらの所掌に属しない事務を臨時に行わせることができる。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和7年3月28日から施行する。ただし、第73条の改正は、令和7年3月24日から施行する。